年　　月　　日

和歌山県知事　様

**移住支援金対象法人に係る登録申請書**

《申請者》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 法人名 |  | 法人の代表者氏名 |  |
| 本社所在地 |  | 電話番号 |  |
| 法人番号 |  |

《担当者》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者名 |  | 部署 |  |
| 所在地※本社と同じ場合は不要 |  | 電話番号 |  |
| Mail |  | FAX |  |

移住支援金対象法人登録に係る確認事項

以下の要件について確認いただき、全て該当すること。該当する項目に✓してください。

|  |
| --- |
| □　和歌山県独自の取り組み「就活サイクルプロジェクト」に参画している。《国が定める共通要件》□　官公庁等でない。□　資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でない。□　みなし大企業でない。（※）□　本社所在地が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）以外の地域にある法人である。（若しくは）□　本社所在地が東京圏にあるが、勤務地限定型社員を採用する法人である。□　雇用保険の適用事業主である。□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。□　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。 |

※みなし大企業は、以下のいずれかに該当する法人とする。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

　②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

　③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

　注）《国が定める共通要件》の2番目の要件に該当する法人については、上記①～③の項目の判定に当たり、資本金10億円以上の法人として考慮しない。

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する確認事項

１．移住支援金事業に関する報告及び調査について、和歌山県及び和歌山県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。

２．虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。